

障がい児への支援



身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳の交付

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

★身体障害者手帳

上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚、言語、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫などの身体に障がいがある方で、身体障害者福祉法の規定による指定医の作成した診断書によって、愛媛県で審査し、同法に規定する障がいに該当すると認められた方に交付されます。

★療育手帳

福祉総合支援センターなどにおいて、知的能力と社会生活能力を年齢などに応じて総合判定し、知的障がいと判定された方に交付されます。

★精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方で、愛媛県で審査し、精神障がいの状態であると認められた方に交付されます。

特別児童扶養手当／障害児福祉手当

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

★特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を家庭において監護している養育者に対して支給されます。

- 障がいの程度
- ・身体障害者手帳1～4級（一部）程度
 - ・療育手帳A又はBの一部程度
 - ・一定の精神障がい



— 広 告 —

児童発達支援事業所

ゆうゆうキッズ

その子らしさを活かし、
心を育み、体を作る!!

お気軽にお問い合わせ下さい
松山市針田町128番地1
TEL:089-909-8355
小規模多機能ホーム「ゆうゆう針田」内
<https://yuyukids.amebaownd.com/>

ゆうゆうキッズブログ



★障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に対して支給されます。

- 障がいの程度等
- 身体障害者手帳1～2級(一部)程度
 - 療育手帳A(最重度)程度

心身障害者扶養共済制度

障がい者(児)の保護者(加入者)が、自らの生存中掛金を納付することにより、加入者が死亡又は重度障がい者になったとき、残された障がい者(児)に終身一定額の年金が支給されます。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

- 障がい者程度等
- 心身障がい者
 - 身体障害者手帳(1～3級)
 - 療育手帳(A、B)
 - 精神又は身体に永続的な障がいのある方で上記と同程度の障がいと認められるもの
 - 保護者
 - 松前町内に住所を有すること
 - 65歳未満であること
 - 特別な病気や障がいがなく生命保険契約の対象となる健康状態であること

自立支援医療費(育成医療の給付)

身体の機能に障がいをもつ児童又はそのおそれのある児童が、早い時期に手術等の治療を行うことにより、障がいの治癒、軽減を図るための医療費の給付を行います。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

重度心身障がい児医療費の助成

重度心身障がい児に対して医療費の自己負担部分を助成します。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

- 対象範囲 下記の手帳を所持している方
- 身体障害者手帳(1～2級)
 - 療育手帳A
 - 療育手帳Bかつ身体障害者手帳(3～6級)

小児慢性特定疾病医療費の助成

小児がんなどの小児慢性特定疾患をもつ児童(引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満)に対して医療費の助成を行います。

問 愛媛県健康衛生局健康増進課 ☎912-2400

- 申請についての問合せ
中予保健所 健康増進課 ☎909-8757



小児慢性特定疾病児童等自立支援相談事業

小児慢性特定疾患のある子どもとその家庭を対象に、就学・就労など自立に向けての相談を受け付けています。



問 認定NPO法人ラ・ファミリエ 地域子どものくらし保健室 ☎916-6035(予約制)

介護給付・訓練等給付・障がい児通所給付

障がい者(児)や難病患者等(厚生労働大臣が定める疾患による障がいのある方)の自立した日常生活や社会参加を支援することを目的にサービスを提供します。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

または指定特定相談支援事業者

高額障害福祉サービス等給付費等

同じ世帯に障害福祉サービス・障がい児施設(通所・入所)・補装具を利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険・障がい児施設(通所・入所)・補装具のサービスを併用している場合、1ヶ月間に支払った利用者負担額の合計が、算定基準額(※)を超過した場合には、超過した額を高額障害福祉サービス等給付費等として支給します(償還払い方式)。

地域生活支援事業

★相談支援事業

福祉サービスや権利擁護のための必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

問 【町内】・松前町社会福祉協議会 相談支援事業所 みどり ☎985-2121

(一般相談のみ、機関の紹介) ※計画相談はしていません

・指定特定相談支援事務所 菜の花 ☎984-7366

※計画相談が必要になった場合は、障がい児の計画担当をしている事業所へおつなぎします。

・特定非営利活動法人 福祉親愛会 親愛福祉相談所 ☎961-6916

【町外】・社会福祉法人 あゆみ学園(あゆみ学園指定相談支援事業所) ☎972-0999

・公益財団法人日本訪問看護財団 ☎993-6774



★コミュニケーション支援事業(無料)

コミュニケーション、意思疎通を図ることに支障がある言語、聴覚障がいをお持ちの方を対象に手話通訳者を派遣します。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112



★日常生活用具の給付事業(1割負担)

日常生活に必要な用具を給付します。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

★移動支援事業(1割負担)

余暇活動等の外出時の移動を支援します。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

★日中一時支援事業(1割負担)

介護者の急病時等に宿泊を伴わない一時預かり(レスパイト)を行います。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

日常生活用具と補装具費の支給

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

★日常生活用具

原則として在宅で生活している障がい者(児)及び難病患者等の日常生活がより円滑に行えるよう必要な用具を給付します。

★補装具費

身体上の障がいを補うための用具の購入又は修理に必要な費用を支給します。障がい部位の手帳を持っている方が対象です。

※支給要件がありますので、必ず事前に福祉課窓口でご相談ください。

愛媛県パーキングパーミット制度(身体障がい者等用駐車場利用証制度)

県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に県がパーキングパーミット(身体障がい者等用駐車場利用証)を交付し、その駐車場を必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

避難行動要支援者支援制度

集中豪雨や地震など災害が発生する恐れがあるときや発生したときに民生委員、近隣協力員及び自主防災組織などにより重度の障がい者(児)や、ひとり暮らしの高齢者の方などの避難を支援する制度です。

問 福祉課地域福祉係 ☎985-4232

対象者

- 身体障害者手帳(1～2級)所持者
- 療育手帳所持者
- 精神障害者保健福祉手帳(1～2級)所持者
- 難病患者
- 70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- 要介護3以上の方等

※当制度のご利用にあたっては事前の登録が必要になります。

愛媛県障がい者災害対応のてびき



障がい者虐待の通報・相談窓口

障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待防止や対応の窓口が設置されています。

問 障がい者相談支援センター(松前町役場福祉課内) ☎985-4112

松前町重度身体障がい者(児)タクシー利用助成事業

タクシー利用助成券の交付(年間24枚つづりによるタクシー小・中型基本料金の助成チケット※じん臓機能障がい48枚)を行っています。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

対象者 下記の手帳を所持している方
 身体障害者手帳(1～3級)
 療育手帳(A・B)
 精神障害者保健福祉手帳(1～2級)

※各手続きに必要な持参物については、福祉課障がい福祉係へ事前にご確認ください。

